

固定資産の減損会計

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学経営学研究所 公開日: 2008-12-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 平井, 克彦 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/648

固定資産の減損会計

Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets

平井 克彦

I 減損処理の実施

減損は最近の企業会計における大きなテーマの一つである。

わが国において減損が顕著な例はバブル期に土地を大量に購入した企業や本社ビルを新築した企業全般に見られる。特に、不動産、建設、流通、銀行、生命保険などの業界で不動産の価値の著しい下落によって減損の幅が大きくなっている。また、半導体製造装置などの生産設備でも、製品の市況が大幅に下がった場合には減損処理が必要になることがある¹⁾。

不動産会社や大手の建設会社は、減損会計が近い将来に実施されることを見越して前倒しするかたちで事業用不動産や販売用不動産に生じている多額の含み損の処理に乗り出した。三菱地所は平成14年3月期に土地・建物の価値を洗い直した。含み損の処理額は事業用土地で2715億円、建物と販売用土地で1624億円の総額4339億円にのぼる。事業用土地は、簿価を固定資産税評価額に評価替えし、損益計算書を通さずに含み損2715億円を平成14年3月までの時限立法とされている土地再評価法を適用して生じた含み益9624億円で埋めた。賃貸ビルは、土地（再評価後の価額）・建物価格（簿価）と将来の収益見通しを基準に算出した評価額（収益還元価格）と比較して、簿価に比べて評価額が30%以上下落した物件について建物評価損を計上した。バブル期に開発したビルの評価損が大きく、横浜ランドマークタワー（横浜市西区）について883億円の損失を計上した。この他に、販売用土地も時価が簿価を30%以上下回った物件の評価損を計上した。評価損の額は建物で1579億円、販売用土地で45億円になる。この結果、連結最終損益は前年秋に見込んだ205億円の黒字予想から赤字になった。三菱地所は今回の損失計上で、含み損処理はほぼ終わり、固定資産の減損会計が導入されても二次損失は出ないとしている²⁾。

三井不動産はゴルフ場開発子会社の整理統合に合わせて、簿価の高いゴルフ場の含み損を処理した。東京建物は子会社三社が保有する賃貸ビルやマンションについて、平成12年12月期

に約350億円の評価損を計上した³⁾。住友不動産は固定資産の減損会計導入で損失処理を迫られる公算の大きい賃貸資産が1400億円に達しているとする内部試算をまとめた。このうち含み損は約1000億円にのぼる⁴⁾。

不動産会社とともに不良資産が多いゼネコン（総合建設会社）でも、大手の鹿島建設が首都圏の賃貸ビル3－4棟を対象として、平成13年3月期に含み損144億円を計上した。鹿島建設は平成15年3月期までに固定資産の土地の含み損処理を完了する予定でいる⁵⁾。清水建設も2001年3月の連結決算において1000億円強の開発事業整理損を計上した。このうちの287億円は賃貸ビルなどの固定資産に係わるもので、土地についての減損が中心であった⁶⁾。

減損会計が導入されると、バブル期に土地を取得したゼネコン（総合建設会社）や不動産会社だけでなく、過去に過剰な設備投資をした製造業への影響も避けられない。最新鋭の生産設備に多額の投資をしてきた半導体メーカーなどでは情報技術（IT）不況が響いて稼働率が低下し、資産の減損が発生する可能性がある⁷⁾。進歩の速い情報技術（IT）などの先端分野では製造設備も陳腐化しやすい。米国基準の会計制度を導入している日立製作所は半導体市況が激しく落ち込んだ際、関連設備の取得原価（簿価）を先行き得られるキャッシュ・フロー（現金収支）で回収しきれないと判断して、減損処理を行っている⁸⁾。

ソニーは1989年に米国の映画会社を買収した際の投資金額と純資産評価額の差額（買収時は約40億ドル）を営業権として処理していた。しかし、ヒットに恵まれず、映画事業が将来稼ぎ出す収益で年間約100億円の償却負担を吸収していくのは困難であると判断した。そこで、映画事業担当の米国子会社ソニー・ピクチャーズ・エンタテインメントの営業権2652億円を減損処理している⁹⁾。

Ⅱ 減損の概念

わが国の商法第34条2項に固定資産の減損に関する規定がある。そこには「固定資産ニ付イテハ予測スルコト能ハザル減損ガ生ジタルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ要ス」と規定されている。この規定は商法学者の間で機械・設備などの物理的破損や、機能的な陳腐化を想定したものと解釈されている¹⁰⁾。この規定は、前節で見たような、近い将来に実施されることを見越して前倒しするかたちで行っている減損、すなわち、企業が所有する土地や本社ビルなどについての最近話題の減損を想定したものではない。

前節で見たような減損処理がわが国において公式に会計上問題にされるようになったのは企業会計審議会第一部会が平成12年6月23日に公表した『固定資産の会計処理に関する論点の整理』（以下『論点整理』という）においてである。『論点整理』は「固定資産の会計処理について検討すべき点を公表したものであり、今後、広く各界から寄せられる意見も参考にし、固

定資産の会計処理の具体的な見直しに向けた審議を続けていく・・・」ために公表されたものである。その後、企業会計審議会によって平成13年7月6日に『固定資産の会計処理に関する審議の経過報告』（以下、『経過報告』という）が行われ、平成14年8月9日に『固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書』（以下、『意見書』という）・『固定資産の減損に係る会計基準』（以下、『減損会計基準』という）が公表され、平成17年4月1日以後開始される事業年度から減損会計が導入されることになった。

『論点整理』は、減損会計をわが国に導入するための参考として、すでに公表されている二つの代表的な減損会計の基準を紹介している。一つは米国の財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board）が1995年3月に公表した財務会計基準書（Statement of Financial Accounting Standards）第121号（以下、FAS121という）「長期性資産の減損および処分予定の長期性資産の会計処理」（Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed Of）に基づく処理である。他の一つは国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee）が1998年6月に公表した国際会計基準（International Accounting Standards以下、IASという）第36号（以下、IAS36という。なお、IASの邦訳については日本公認会計士協会国際委員会訳『国際会計基準書2001』同文館2001年によっている）「資産の減損」（Impairment of Assets）である。なお、FAS121については、2001年8月に財務会計基準書第141号（以下、FAS141という）「長期性資産の減損あるいは処分の会計処理」（Accounting for the Impairment or Disposed of Long-Lived Assets）が公表され、2001年12月15日以後に開始される事業年度から適用されている。

減損について、FAS141は「長期性資産（資産グループ）の帳簿価額がその公正価値を超える状況をいう」（para.7）¹¹⁾と定義している。また、IAS36は、減損について「資産は、その帳簿価額が使用又は売却によって回収される金額を超過する場合には、回収可能価額を超える価額を付されていることになる。このような場合には、資産は減損しているものとされ、本基準書は企業が減損損失を認識することを要求している」（IAS36目的）¹²⁾と述べている。すなわち、IAS36は、減損とは帳簿価額が回収可能価額を超過する額と規定している。また、『意見書』は、「固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態にあり、減損処理とは、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理である」と規定している。減損とは、固定資産について収益性が低下したこと、あるいは、固定資産について将来のキャッシュ・フロー獲得能力が減少したことをいうものと理解できよう。また、減損処理とは、一定の条件の下で、正常な収益力あるいは将来のキャッシュ・フロー獲得能力を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理であると考えられよう。

では、減損はどのような場合に生ずるのであろうか。減損の兆候の例として、FAS141は次のものを挙げている。「(a) 長期性資産（資産グループ）の市場価値の著しい下落、(b) 長期性資産（資産グループ）が使用される程度あるいは方法における著しい悪化または資産の著しい物的悪化、(c) 当局による不当な規制あるいは課徴金を含めて、長期性資産（資産グループ）の価値に影響を及ぼす法的要素あるいは企業環境における著しい悪化、(d) 長期性資産（資産グループ）の取得あるいは建設のために当初予定した金額を著しく超過した原価総額、(e) 過年度の営業損失あるいはキャッシュ・フロー損失と関連する当期営業損失あるいはキャッシュ・フロー損失、または、長期性資産（資産グループ）の使用と関連して継続的に損失が生ずることが明らかな計画あるいは予測、(f) 長期性資産（資産グループ）が当初の見積もり耐用年数よりも著しく早期に処分されるような見込み」(para.8)¹³⁾。

IAS36は次のものを減損の兆候として挙げている。外部の情報源として、「(a) 当期中に、時間の経過又は正常な使用によって予想される以上に、市場価値が異常に低下している；(b) 企業が営業している技術的、市場的、経済的若しくは法的環境において、又は資産が利用されている市場において、当期中に企業にとって悪影響のある著しい変化が発生したか、又は、近い将来に発生すると予想される；(c) 市場利率又は投資についてのその他の市場収益率が当期中に上昇し、かつ、これらの上昇が資産の使用価値の計算に用いられる割引率に影響して資産の回収可能価額を著しく減少させる見込みである；(d) 報告企業の純資産の帳簿価額が、その企業の株式の市場価値を超過している」(para.9)¹⁴⁾ ことを挙げている。また、内部の情報源として、「(e) 資産の陳腐化又は物的損害の証拠が入手できる；(f) 資産が使用されており又は使用される範囲若しくは方法に関して、当期中に企業にとって悪影響のある著しい変化が発生し、又は近い将来に発生すると予測される。これらの変化は、資産の属する事業の廃止又はリストラクチャリング又は予定されていた期日以前の資産の処分の計画を含む；及び(g) 資産の経済的成果が予測していたより悪化し又は悪化するであろうということを示す証拠が内部報告から入手できる」(para.9)¹⁵⁾ ことを挙げている。また、内部報告から入手した報告で次の事項が存在している場合にも資産が減損している可能性があると考えている。「(a) 当該資産の当初予算よりも極めて高額な、資産を取得するためのキャッシュ・フロー、又はその後の資産の操業若しくは維持に必要な資金；(b) 予算よりも著しく悪化している実際の正味キャッシュ・フロー又は資産から発生する営業損益；(c) 資産から発生する予算化されていた正味キャッシュ・フロー若しくは営業利益の著しい悪化、又は予算化されていた損失の著しい増加、又は(d) 当期の数値を将来の予算上の数値と合計した場合の当該資産にかかる営業損失又は正味キャッシュ・フロー」(para.11)¹⁶⁾。

わが国の『減損会計基準』・「二減損損失の認識と測定—1 減損の兆候」は、減損の例と

して、次のものを挙げている。①資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること。②資産又は資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること。③資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みがあること。④資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと。

減損の兆候の例として、FAS141、IAS36、わが国の『減損会計基準』は市場価値の著しい下落を一例に挙げている。ある場合には、時価の下落は、将来獲得可能なキャッシュ・フローの減少の兆候の例として挙げられよう。しかし、時価が下落した資産のすべてが獲得可能なキャッシュ・フローの減少につながるわけではない。1000万円で購入した建物が時価800万円に値下りしたとする。この建物が販売用不動産であって、市況の悪化によって時価が下落したような場合には、その時価の下落は将来のキャッシュ・フローの減少を判断する証拠になるであろう。また、この建物が使用目的の店舗であって、立地条件の悪化によって時価が下落したような場合には、その時価の下落は将来のキャッシュ・フローの減少を判断する証拠となるであろう。しかし、時価が下落したとしても周辺の土地価格が下落しただけで、客足が衰えずに将来のキャッシュ・フローの減少をもたらさないならば、資産は減損しているとはいえないであろう。単に時価が下落しただけでは減損の対象とはならない点において、減損会計は、時価の変動を必ず取り上げなければならない時価主義会計と異なる。

資産とは、IASのframeworkによれば、将来の経済的便益がその企業に流入すると期待される資源をいう（para.49）¹⁷⁾。また、資産が有する将来の便益とは企業への現金および現金同等物の流入に直接的または間接的に貢献する潜在能力を意味する（para.83）¹⁸⁾。企業が固定資産に対して投資するのは投資額以上のキャッシュ・フローの獲得を期待してのことである。しかし、固定資産について事業環境の悪化や設備投資計画の失敗等によってその収益性が低下することが起こりうる。そうした場合には、将来に流入が期待されるキャッシュ・フローが減少することになり、その価値は取得原価を下回ることになる。収益性が低下した固定資産は、当初予定されたキャッシュ・フローが期待できず、投資採算が取れなくなる可能性がある。このような収益性が低下した固定資産に適用されるのが減損会計である。つまり、減損会計とは、減損の兆候のあった期に固定資産の帳簿価額をその収益性を示す価額まで切り下げ、同時に減損損失を計上する会計である。

減損会計は、収益性が低下した固定資産について、簿価を切り下げて損失を計上する臨時的処理であるから、その処理方法には臨時償却と似ている部分がある。しかし、臨時償却は減価

償却の一種であって、固定資産の耐用年数を当初予測することができなかった事情によって短縮し、過去の減価償却の不足分を計上するものである。つまり、臨時償却があくまでも減価償却の問題であるのに対して、減損会計は減価償却とは異なる会計処理である。

なお、減価償却などを修正して帳簿価額を減額させる過年度修正はわが国では修正年度の損益とされている。過年度修正による損失も減損による損失も認識された年度の損失として扱われる点において同じである。そこで、『経過報告』は「当面この部分を減損と区分しなくても、我が国の実務に大きな支障は生じない」として「回収を見込めない帳簿価額の切下げを一纏めにして、減損の会計処理を適用する」と述べている。しかし、減損と過年度修正とはその性質もその背景もまったく異なる。処理年度の損益に影響するものであるから両者を区別しなくて良いということにはならない。減損会計が減価償却の対象とならない土地についても実施されるものであってみれば、減損と過年度修正とは区別して考えるべきものである。また、減損も過年度修正も、その損益を認識した期に処理をするものであるけれども、減損は投資の失敗であるとか過剰設備であるとか経営政策の失敗によるものであるのに対して、過年度修正損益は耐用年数の見積り誤りにすぎない。損益計算という点では同じであっても情報開示という点からは、両者には概念的に大きな違いがある。減損が投資の失敗であるとか過剰設備であるとか経営政策の失敗を明らかにするものであってみれば、両者は概念的に明確に区別されるべきであろう。

減損処理について、『経過報告』は「本来、投資期間全体を通じた投資額の回収可能性を評価し、投資額の回収が見込めなくなった時点で、将来に損失を繰り越さないために帳簿価額を減額する会計処理である」と説明している。この説明は、次節で見るように、減損会計の目的を損益計算に置いてのものである。『経過報告』は、続けて、その観点から「期末の帳簿価額を将来の回収可能性に照らして見直すだけでは、収益性の低下による減損を正しく認識することはできない。帳簿価額の回収が見込めない場合であっても、過年度の回収額を考慮すれば投資期間全体を通じて投資額の回収が見込める場合もある」と述べて、減損と過去の減価償却の修正とを区別している。たとえば、1000万円の投資をして、期待されたキャッシュ・フローを現在に引き直してみた時に、すでにその投資額を回収している固定資産について未償却残高が200万円あるとする。そして、その200万円の回収見込みがない場合、その200万円を評価替減額することは減損処理の問題ではない。それは単に過去の減価償却について修正するものである。また、「過年度の減価償却などを修正したときには、修正後の帳簿価額の回収が見込める場合もあり得る」（『経過報告』）。たとえば、取得原価1000万円、減価償却累計額800万円の固定資産について回収可能額が150万円である原因が見積耐用年数の誤りである場合、それを修正することになるが、この修正は減損とは異なる会計処理である。

Ⅲ 減損会計の目的

減損会計では、固定資産の減損の兆候が明らかになった時に、固定資産の帳簿価額を引き下げることになる。では、何のために減損の処理が必要なのであろうか。『論点整理』は、固定資産について減損処理を行う目的を次のように述べている。「事業用資産でも、収益性が当初の予想よりも低下して投資額の回収が見込めなくなったような場合には、価値の下落を帳簿価額に反映させるのが、伝統的な考え方でもある。それは、帳簿価額を下方にだけ修正する点で時価評価とは異質だが、棚卸資産の低価評価や固定資産の臨時償却など、取得原価の期間配分を通じて広い意味での資産評価に組み込まれてきた」。すなわち、『論点整理』は、「資産価値の下落を反映させる」としながらも、固定資産の減損を「伝統的な考え方」によるものとして期間損益計算の枠組みのなかにおける原価配分の一環として捉えている¹⁹⁾。『経過報告』も『論点整理』で示されたと同じ方向で、原価配分の一環として捉えているとのことである。辻山栄子教授は『経過報告』の方向について次のように説明されている。「減損会計と言いますと、今、企業が保有している固定資産の時価がさがっている、その含み損を表面に出さなければいけないから導入されるのだと、一般にはとらえられているようですが、そうではないということが明示されているわけです」²⁰⁾ こうした期間損益計算の観点から減損を取り上げている先行研究として米山正樹教授の『減損会計－配分と評価－』がある。教授は、減損処理について「期間配分の対象となる財で不利な環境変化を被ったもの（正確にはその一部）の簿価を、正規の配分手続外で追加的に切り下げるもの」²¹⁾と見ている。そして、その追加的な簿価修正を「配分と異質な思考でしかサポートできないものではなく、・・・配分に固有のロジックから求められる」²²⁾ものであるとして次のように説明されている。「資本設備に収益力の低下が生じたとき、にもかかわらずこの事態を放置すると、低下後の収益力との対比において過大となってしまった償却負担が営業活動から生み出される利益を圧迫し、相殺してしまう。そうになると保有者に固有の用途をつうじてより多くの成果を具現化させた事実は、期間損益に反映されないこととなる」²³⁾とされている。「追加的な簿価修正は投資期間全体をつうじて十分な資金の回収が見込めなくなるような事態の発生、すなわち投資の失敗が途中で判明した事実を契機として行われる。・・・過去の誤った意思決定に起因する過大な償却負担が、資本財の利用から生み出されているはずの成果を相殺してしまうからである。こういう事態を回避するため、原価のうちキャッシュ・フローを生み出さないという意味で過剰な部分、すなわち、有用性が失われた部分を切り捨てる手続が求められるのであった」²⁴⁾と述べられている。たとえば、1000万円を投資した固定資産について現在に引き直して800万円分を回収した段階で残りの200万円の回収見込みがないとしよう。この場合、その200万円を減価償却費として次期以降に配分することは次期以降の営業活動から生み出された収益に対応しない費用を計上するこ

とになるというのである。また、教授は「資本設備に係る配分計画の修正は、取得原価のうち投資期間中に生み出されるいずれの成果とも対応しない部分を正規の配分計画外で損失処理し、成果の獲得に貢献する犠牲だけを各期に配分するための手続と理解できる」²⁵⁾と述べられている。

減損処理は、不動産業や建設業が所有する償却資産について、費用配分という観点から説明されている。しかし、最近のテーマである減損は、減価償却の対象となっていない土地をも、むしろ、主として土地を減損処理の対象とするものであること考えると、償却費の期間配分というよりも減損会計は含み損を表面化させ、有用な資産価値のみを時期に繰り越す処理であるとみるべきではないだろうか。償却資産についても非償却資産についても統一して説明するために、減損について資産の価値という観点から説明してみたい。

資産の価値は将来のキャッシュ・フローをどれだけ獲得できるかによって判断される。それは、交換資産であっても、使用資産であっても同じことである。ただ、交換を目的とした交換資産と使用を目的とした使用資産とは時価との関係において評価の仕方が異なる。筆者は、従来から恩師・木村重義先生に習って、資産について交換価値を有する交換資産と使用価値を有する使用資産とに区別してきた。

交換資産の典型的なものとしては、棚卸資産、売買目的有価証券などがあげられる。これら交換資産は交換価値を有する資産であるので、将来その資産が交換されるときにどれほどのキャッシュ・フローをどれだけ獲得できるかに基づいて評価が行なわれることになる。棚卸資産はそれが販売されるときにいかほどで販売されうるかによってその評価が行なわれることになる。棚卸資産についての時価の下落は、将来獲得可能なキャッシュ・フローが減少する兆候が現れたことであり、その棚卸資産について評価損が計上されることになる。使用資産に属するものには有形固定資産、無形固定資産などがあげられるが、使用資産は、使用するときどれほどのキャッシュ・フローをどれだけ獲得しうるかによってその評価が行なわれる。それゆえ、時価の下落が下落したとしても、将来獲得可能なキャッシュ・フローが減少しない場合には設備資産について減損が問題にはならない。たとえば、パソコン等の備品を考えてみよう。仮に、パソコンが商品であるとすれば、新製品が発売されて時価が下落した場合、交換価値は減少するであろう。これに対して、備品として使用されているのであれば、新製品が発売されての時価の下落は使用価値の減少には結びつかないであろう。時価の下落が使用価値の下落の兆候と判断できるものについては、時価の下落に基づいて減損処理を行わなければならないが、時価が下落しても資産価値の減少しないものについては減損処理をする必要はないのである。

先に見たように、減損の兆候の例として、FAS141、IAS36、わが国の『減損会計基準』は市場価値の著しい下落を一例に挙げている。しかし、時価が下落した資産のすべてが獲得可能な

キャッシュ・フローの減少につながるわけではない。1000万円で購入した建物が時価800万円に値下りしたとする。この建物が使用目的の店舗であって、立地条件の悪化によって時価が下落したような場合には、その時価の下落は将来のキャッシュ・フローの減少を判断する証拠となるであろう。時価が下落したとしても周辺の土地価格が下落しただけで、客足が衰えずに将来のキャッシュ・フローの減少をもたらさないならば、減損処理を行う必要はないであろう。減損が問題になるのは、将来のキャッシュ・フローの減少をもたらすと判断される場合である。

先にFASBやIASに見たように、減損の兆候には種々のものがあり、資産ごとに減損の兆候は異なっている。たとえば、日立製作所が、半導体市況が著しく落ち込んだことを理由に生産設備について減損処理を行っているように、製品市況が大幅に下がったような生産設備は、将来獲得可能なキャッシュ・フローが減少する兆候が現れたと判断して、減損処理をすることになる。

時価の下落が使用資産の価値の減少の兆候と判断される最も顕著な例としては、賃貸収益あるいは資本増価またはその両方を目的として保有する不動産、あるいは不動産業以外の業種が保有している賃貸ビル等の投資不動産が挙げられよう。これらの投資不動産は時価の下落が将来のキャッシュ・フローの減少をもたらす資産の一つの例である。先に見たように、三菱地所、三井不動産、鹿島建設等は時価が下落した賃貸ビルについて減損会計を実施している。

資産とは、「将来の経済的便益がその企業に流入すると期待される資源」²⁶⁾であり、「資産が有する将来の便益とは企業への現金および現金同等物の流入に直接的または間接的に貢献する潜在能力を意味する」²⁷⁾であって、資産の価値は将来のキャッシュ・フローをどれだけ獲得できるかによって判断される。たとえば、棚卸資産を将来に150万円で販売できることを期待して100万円の投資を行う。この場合、この棚卸資産は将来に流入すると期待されるキャッシュ・フローの額を現在に引き直した価額 $150万円 \times 100 / 150 = 100万円$ 、すなわち、取得原価で評価される。その後、この棚卸資産が135万円でしか販売できないことが予測されたとすれば、将来に流入すると期待されるキャッシュ・フローの額を現在に引き直して $135万円 \times 100 / 150 = 90万円$ に評価替えすることになる。取得原価100万円の棚卸資産の時価が90万円に下落したとすれば、その棚卸資産は当初予定した価格では販売できないであろうと判断をして評価損を計上するのである。これは拙著（『制度会計論』p.177）において紹介した恩師・木村重義先生の低価主義の理論である。棚卸資産について説明したように、棚卸資産を将来に150万円で販売できることを期待して100万円の投資を行う。それは固定資産についても同じである。企業が固定資産に対して投資するのは投資額以上の将来キャッシュ・フローを獲得することを期待してのことである。そして、その固定資産は将来、流入が期待されるキャッシ

ユ・フローに基づいて現在に引き直して算定された評価額、すなわち、取得原価によって評価される。毎年300万円のキャッシュ・フローを生み出すことを期待して耐用年数5年、残存価額ゼロの償却資産を1000万円で取得したとする。この償却資産を3年間使用した後にこの資産の収益性が30%落ちて4年目からは毎年210万円しかキャッシュ・フローを生み出さなくなったとする。資産とは、「将来の経済的便益がその企業に流入すると期待される資源」であり、「資産が有する将来の便益とは企業への現金および現金同等物の流入に直接的または間接的に貢献する潜在能力を意味する」のであるから、120万円の減損を行うことになる。たとえば、毎年50万円のキャッシュ・フローを生み出すことを期待して1000万円の土地を取得したとする。この土地の収益性が30%落ちて毎年35万円しかキャッシュ・フローを生み出さなくなったとする。この場合、土地の価値は30%減少することになる。そして、有用性が失われて将来のキャッシュ・フローを生み出さなくなった300万円を減損処理し、有用な原価のみを次期以降に繰り越すことになる。

この「原価のうちキャッシュ・フローを生み出さないという意味で過剰な部分、すなわち、有用性が失われた部分を切り捨てる手続が求められる」とする考え方は、棚卸資産についての低価主義を説明する場合に、有用な原価を繰り越すという考え方に通じる考え方であろう。『経過報告』は固定資産の減損会計について「本来、投資期間全体を通じた投資額の回収可能性を評価し、投資額の回収が見込めなくなった時点で、将来に損失を繰り越さないために帳簿価額を減額する会計処理である」と説明している。これは、棚卸資産について時価が値下りして、当初期待したとおりのキャッシュ・フローを獲得できない場合に、評価損を計上するのと同じ論理である。

VI 減損の戻入れ

減損計上後はその額がその後の固定資産の帳簿価額になる。しかし、次期以降の状況の変化によって減損の一部が回復する場合があります。その場合、それをどのように扱うかという問題がある。戻し入れは、いったん減損を認識した後にその資産の時価が回復したとか、機械のような資産であれば製品市況が回復したとかによって資産価値が回復した場合に、それをどのように扱うかという問題である。この問題について、『経過報告』は次のように述べている。「固定資産の収益性の低下による減損処理は、前述のように減損の存在が相当程度に確実な場合に、回収可能価額の見積もりに基づいて行われる。このため、減損処理後の年度において、回収可能価額の見積もりに減損処理額を減額するような変化が生じた場合には、減損損失の戻し入れを行うべきであるとする考え方がある。特に土地については、長期の保有の間に収益性が回復することも考えられる。しかしながら、収益性が回復したとはいっても、いかなる場合

に減損損失の戻し入れが認められるべきか必ずしも明らかでなく、また、取得原価の範囲内であっても利益の実現を待たずに期待の変化だけで収益となる戻し入れを認識するのが適当かなど、減損損失の戻し入れにはさまざまな問題点が指摘されている。さらに、実務上の適用を考慮する場合、減損損失の戻し入れは帳簿価額を再度修正する必要があるため、事務的負担を増大させるとの懸念もある。このような観点から、減損損失の戻し入れを行わないことが適当であると考えられる。『経過報告』は「減損損失の戻し入れを行わない」としているが、「減損損失の戻し入れを行うべきであるとする考え方がある」ことも認めている。

戻し入れについては二つの考え方が存在する。FASBは「減損を認識した後は、長期性資産の調整後の簿価が新しい取得原価になる」(para.15)²⁸⁾として減損の戻し入れを認めていない。FASBは減損処理を行った後の固定資産は新しく公正価値で購入した資産と考えているのである。つまり、FASBは、原価主義会計に固執していて、減損損失を認識した後の帳簿価額は新たな原価であると見なしているので、ひとたび原価を設定した以上、その時価が上昇し、減損損失が回復しても、戻し入れは認めないというのである。

これに対して、IASは、原則として、減損損失の戻し入れを認めている (para.94)²⁹⁾。ただし、戻し入れ後の帳簿価額が過去に減損損失がなかったと仮定した場合の帳簿価額 (減価償却後) を超えてはならないとしている (para.102)。IASでは、いったん認識した減失がその後なんらかの理由で回復した場合には、戻し入れを行って、資産の帳簿価額をそれに見合っただけで増額することにしていない。ただし、上限が設けられており、戻し入れ後の帳簿価額は、減損がなかったと仮定した場合の減価償却後の帳簿価額を超えてはならないとされている。その資産から得られる経済的な便益がもはや期待できなくなったということで減損の処理をするのであるから、その後減損を認識するに至った状況が解消し、将来の経済的便益が回復したときは、戻し入れを認めるのが当然だと考えるのであろう。

V 問題点

終わりにあたって、減損会計の問題点を指摘しておきたい。

『論点整理』は次のように述べている。「とりわけ不動産を始め事業用資産の価格や収益性が著しく低下している昨今の状況では、それらの帳簿価額が価値を過大に表示したまま、将来に損失を繰り延べているおそれは少なくない。その疑念が、財務諸表への社会的な信頼を損ねているという指摘もある。投資者にとって有用な情報を提供するうえで、固定資産の評価は避けて通れない問題になっている」。すなわち、『論点整理』は、投資家への有用な情報の開示という観点からも減損会計が必要であるとしている。しかし、投資家への有用な情報の開示という観点から固定資産の評価を問題にするのであれば、減損のみが対象とされるべきではなく、

評価増も当然に問題にされるべきであろう。『論点整理』が評価増を問題にしていないのは減損を原価主義・損益計算の枠組みのなかで捉えているからであろう。しかし、投資家への情報開示という点から減損を問題とするのであれば原価主義・損益計算の枠組みのなかで捉えるべきではない。原価主義は情報開示のためには比較的不向きであって、そのために今日多くの提案がなされているのである。真に、情報開示を行おうとするならば、原価主義・損益計算の枠組みから脱却していかなければならない。

企業が減損処理を実施したには「含み損益を顕在化させて貸借対照表の透明性を高め、時価ベースでの資産効率向上を目指す方針」³⁰⁾からである。減損会計を先取りして実施している企業は、たとえ減価償却の対象となっている建物についてさえも費用配分を考えて減損処理をしているわけではない。すなわち、株主資本から見た資産効率を開示し、「財務諸表の信頼性と透明性が大幅に高められる」(岩沙弘道・三井不動産社長)³¹⁾と判断して行われているのである。こう考えてみると、情報開示という点から検討してみる必要があるのではないだろうか。

情報開示という点から、損益計算書と貸借対照表とを比較してみると、損益計算書は結果を表示しているのに対して、貸借対照表は、これだけの資産・負債を用いれば、どれだけの成果を挙げられるか、将来を予測させるものである。したがって、貸借対照表に表示されている資産は、将来にどれだけのキャッシュ・フローを獲得できるかを示すものでなければならない。これは、IASのframeworkが「資産とは、将来の経済的便益がその企業に流入すると期待される資源」(para.49)³²⁾と定義し、「資産が有する将来の便益とは企業への現金および現金同等物の流入に直接的または間接的に貢献する潜在能力を意味する」(para.83)³³⁾と述べていることから明らかであろう。つまり、資産とは、将来のキャッシュ・フロー獲得能力をいうのであるから、何らかの事情によって、将来のキャッシュ・フロー獲得能力が低下する時には、それに応じて資産価値も低下することになる。資産は将来のキャッシュ・フローを獲得できる有用な価値で貸借対照表に示されるべきである。当初予定したよりも将来のキャッシュ・フロー獲得能力が低下した固定資産については適切な資産価値を示すように評価替減額をする必要がある。

減損会計は、収益性が低下した固定資産、あるいは、将来のキャッシュ・フロー獲得能力が減少した固定資産について、一定の条件の下で、正常な収益力あるいは正常な将来キャッシュ・フローの獲得能力を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理である。いってみれば、いわゆる含み損のみが問題にされている。しかし、正常な収益力あるいは将来のキャッシュ・フロー獲得能力を反映させるように資産価値を示すという点から言えば、減損のみが問題にされるべきではないであろう。ある条件によっては、帳簿価額よりも資産価値が上昇することが

ありうる。上に挙げた賃貸ビル等の投資不動産の例は、時価の上昇が使用資産の価値の上昇の兆候と判断される最も顕著な例でもあろう。

IAS40の下記の文言は時価主義による評価を述べたものであるが、投資不動産と時価の関係についての記述がみられる。ここでは、投資不動産の市場における時価を公正価値と呼んで(para.29)³⁴⁾、次のように述べている。「賃貸収益と公正価値の変化とは、投資不動産の財務業績の不可欠な構成要素として複雑に結合しており、その財務業績を意味のある方法で報告しようとするのであれば、公正価値による測定が必要である」³⁵⁾ (B44)。すなわち、公正価値が変動した場合に賃貸収益も変動するというのである。したがって、投資不動産は公正価値が下落した場合には減損処理することになる。反対に、投資不動産について公正価値が上昇した場合にも公正価値によって表現するのであるから、評価替増額することになる。

IAS40の上記の規定は時価主義についての規定であるが、評価替増額という点で参考になる規定である。減損会計は、いわゆる含み損のみを問題にしているが、正常な収益力あるいは正常な将来キャッシュ・フローの獲得能力を反映させるように資産価値を示すという点からいえば、減損のみが問題にされるべきではないであろう。

固定資産の評価替増額については、反対意見も多い。IAS40が紹介する下記の反対意見は固定資産の時価主義についてのものであるが、評価替増額についても同じような反対意見があると思われる。「(1) 投資不動産のための活発な市場は多くはない(多くの金融商品とは異なる)。不動産取引は頻繁ではないし、また同質でもない。各投資不動産は独特であり、その売却はそれぞれ多大な交渉を条件とする。その結果、特に評価専門職が十分に確立していない国においては、公正価値を信頼性ある基準で決定できないので、公正価値の測定は比較可能性を高めないであろう。減価償却後の取得原価による測定は、より整合的で、変動の少ない、より客観的な測定を提供する。(2) 投資のため保有する資産に対してよりも公正価値が明らかに適切であると主張する余地のある短期の資産(棚卸資産のような)に対して原価基準が使用されている」(B 46)。³⁶⁾

また、『経過報告』も投資不動産の時価評価に反対して、減損会計を原価主義の枠のなかで説明している。『経過報告』は次のように述べている。「活発な市場を有する一部の金融資産に比べ、投資不動産の時価を客観的に把握することは困難ではないかという懸念がある。また、工場、本社建物のみならず外形的には賃貸収益を目的として保有されるような不動産であっても、直ちに売買・換金を行うことに事業遂行上等の制約がある場合等、事実上、事業投資と考えられるものがあり、このような事業投資では、一般に、時価の変動を企業活動の成果とは捉えないという考え方」である。そして、『経過報告』は「この考えが妥当である」とした。さらに、「その保有目的等を全く考慮せずに時価評価を行うことは、必ずしも、企業の財政状態

及び経営成績を適切に財務諸表に反映させることにならないと考えられる」として、投資不動産についても、時価の変動をそのまま損益に算入せず、他の有形固定資産と同様に取得原価基準による会計処理を行い、必要があれば減損処理を行うことが妥当ではないかと考えられる」とする。そこで、『経過報告』は投資不動産について「原価評価を継続し、他の固定資産と同様に減損会計を適用する」ことにしたというのである。

減損会計はいわゆる含み損の処理だけを求めているが、含み益も問題にすべきである。貸借対照表に資産の真実の価値を示さないならば、株主資本は実態からかけ離れたままになってしまう。これでは株主資本利益率（ROE）は計算できない。含み損をそのままにしておくことが企業の貸借対照表が真実の姿を示していないのと同様に、含み益を抱えている企業は株主資本を過小表示していることになる。ROEは過大表示されていることになる。現在、ROEは最も重要な投資尺度の一つであることを考えると減損のみを問題になることについては不満が残るところである。

注

- 1) 『日経産業新聞』2001.8.2
- 2) 『日本経済新聞』2002.3.6
- 3) 『日本経済新聞』2000.11.11
- 4) 『日本経済新聞』2002.10.29
- 5) 『日本金融新聞』2002.4.19
- 6) 『日経産業新聞』2001.8.2
- 7) 『日本経済新聞』2002.4.19
- 8) 『日経産業新聞』2000.10.31
- 9) 『日経産業新聞』2000.10.31
- 10) 『日経産業新聞』2001.8.2
- 11) FAS141 para.7
- 12) IAS36目的
- 13) FAS141 para.8
- 14) IAS36 para.9
- 15) IAS36 para.9
- 16) IAS36 para.11
- 17) IAS framework para.49
- 18) IAS framework para.83
- 19) 辻山栄子『固定資産の評価』企業会計53-1
- 20) 辻山栄子『「固定資産の減損会計」について聞く』(座) JICPAジャーナル13-9
- 21) 米山正樹『減損会計—配分と評価—』(はしがきii)
- 22) 同 上, (はしがきii)
- 23) 同 上, 90頁
- 24) 同 上, 95頁
- 25) 同 上, 95頁

- 26) IAS framework para.49
- 27) IAS framework para.49
- 28) FAS121 para.15
- 29) IAS36 para.94
- 30) 『日本経済新聞』 2002.3.11
- 31) 『日本経済新聞』 2002.3.11
- 32) IAS framework para.49
- 33) IAS framework para.83
- 34) IAS40 para.29
- 35) IAS40 B40
- 36) IAS40 B40